

公 告

分任契約担当官
陸上自衛隊健軍駐屯地
西部方面会計隊本部
業務科長 原島 貴男

次のとおり一般競争入札を行います。

1 競争に付する事項

- (1) 件 名：商用観測衛星による撮影等技術援助役務
- (2) 規 格：仕様書のとおり
- (3) 履行場所：現地
- (4) 履行期間：令和8年6月20日～令和9年3月31日

2 競争に参加する者に必要な資格に関する事項

- (1) 予算決算及び会計令第70条の規定に該当しない者であること、なお未成年者、被保佐人又は被補助人であって、契約締結のために必要な同意を得ている者は、同条中特別の理由がある場合に該当する。
- (2) 予算決算及び会計令第71条の規定に該当しない者であること。
- (3) 令和7・8・9年度の防衛省競争参加資格（全省庁統一資格）九州・沖縄地域の「役務の提供等」の「C」等級以上の資格を有するもの。前記の競争参加資格を有する登録業者は、資格審査結果通知書（写）を令和8年6月5日までに提出すること。なお、FAXによる送付を可とするが、入札件名及び電話連絡先の記載がないものは提出したものと見做さない。
- (4) 大臣官房衛生監、防衛政策局長及び防衛装備庁長官又は陸上幕僚長から「装備品等及び役務の調達に係る指名停止等の要領」に基づく指名停止の措置を受けている期間中の者でないこと。
- (5) 前号により現に指名停止を受けている者と資本関係又は人的関係のある者であって、当該者と同種の物品の売買又は製造若しくは役務請負について防衛省と契約を行おうとする者でないこと。

3 公告の掲示場所

西部方面隊ホームページ (<https://www.mod.go.jp/gsdf/wae/>)
陸上自衛隊健軍駐屯地、北熊本駐屯地、自衛隊熊本病院

4 契約条項・入札等参加者心得を示す場所

陸上自衛隊健軍駐屯地西部方面会計隊本部業務科契約班及び西部方面隊ホームページ

5 競争入札執行の日時場所

- (1) 入札場所：陸上自衛隊健軍駐屯地 会計隊会議室
- (2) 日 時：令和8年6月9日（火） 10時00分

6 落札決定方法

- (1) 総額（税抜き価格）が予定価格以内の最低額の入札をした者を落札者とする。ただし、当該応札価格が予算決算及び会計令（昭和24年勅令第165号）第85条の規定により契約内容に適合した履行がなされないおそれがあると認められる場合の基準を下回った場合は、落札を保留し、必要な調査のうえ決定する。この場合、すべての応札者は官側が行う調査に協力するものとする。
- (2) 全ての入札が予定価格の制限に達しない場合は、直ちに再度入札を実施する。但し、郵便入札が含まれている場合には、後日改めて入札を実施する。
- (3) 同価の入札の場合については、抽選により決定する。

7 保証金に関する事項

- (1) 入札保証金：免 除

ただし、落札者が契約を締結しない場合は、落札金額の100分の5以上を違約金として徴収する。

(2) 契約保証金：免 除

ただし、契約者がその契約上の義務を履行しない場合は、契約金額の100分の10以上を違約金として徴収する。

8 入札の無効

- (1) 競争入札に参加する者に必要な資格のない者が行った入札
- (2) 入札金額を訂正してある入札、及び入札書の記載事項及び押印が不明瞭なもの。
- (3) 入札参加資格者に関する条件に違反した入札

9 契約書等作成の要否

- (1) 「駐屯地用標準契約（請）書」の様式により作成提出
- (2) 適用する契約条項
「役務請負契約条項」
「談合等の不正行為に関する特約条項」
「暴力団排除に関する特約条項」

10 その他

- (1) 郵便又は持参による入札を可とする。電信電話による入札は認めない。
- (2) 入札書に「当社（私（個人の場合）、当団体（団体の場合））は、入札心得に定める暴力団排除に関する事項について誓約します。」と余白に記入すること。
- (3) 郵送の場合は送信封筒に、「入札日時」「入札件名」「会社名等」及び「入札書在中」と記載し入札書を封入すること。入札期日の前日（前日が行政機関の休日の場合は休日直前の平日）17時迄に必着するよう郵送し、業務科契約班まで電話連絡をすること。（再度入札を含む。）
- (4) 入札に関する委任を受けた者は、入札執行前に委任状を提出すること。
- (5) 入札における消費税の取り扱い
落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の消費税法に規定する消費税率に基づく消費税に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって契約金額とするので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額に消費税法に規定する消費税に基づく消費税法に相当する金額を差し引いた金額（税抜き）を入札書に記載すること。
- (6) 開札後、落札者に連絡します。（当日中を基準とする）

11 入札に関する事項の問い合わせ先

〒862-0901
熊本県熊本市東区東町1-1-1
陸上自衛隊健軍駐屯地 西部方面会計隊本部 業務科 契約班（担当：井口）
TEL 096-368-5111（内線3585）
FAX 096-368-3579

12 仕様書に関する事項の問い合わせ先

〒862-0901
熊本県熊本市東区東町1-1-1
陸上自衛隊健軍駐屯地 西部方面総監部 訓練課（担当：齋藤）
TEL 096-368-5111（内線2279）

陸 上 自 衛 隊 仕 様 書		
	調 達 要 求 番 号	
商用観測衛星による撮影等技術援助役務	6 S 2 G 1 A L 0 0 7 6	
	作 成	令和8年5月20日
	変 更	
	作成部隊等名	西部方面総監部防衛部訓練課

1 総則

1.1 適用範囲

この仕様書は、陸上自衛隊西部方面総監部による商用観測衛星による撮影等技術援助役務について規定する。

1.2 用語及び定義

この仕様書で用いる用語及び定義は、G L T - C G - Z 0 0 0 0 0 1及びG L T - C G - Z 5 0 0 0 0 2によるほか、次による。

1.2.1 引用文書

この仕様書に引用する次の文書は、この仕様書に規定する範囲において、この仕様書の一部をなすものであり、入札書又は見積書の提出時における最新版とする。

なお、この仕様書と引用文書が異なる場合は、この仕様書の規定を優先する。

a) 仕様書

G L T - C G - Z 0 0 0 0 0 1 陸上自衛隊装備品等一般共通書

G L T - C G - Z 0 0 0 0 0 9 陸上自衛隊 I T利用装備品等 サプライチェーン・
リスク対応 共通仕様書

G L T - C G - Z 5 0 0 0 0 2 陸上自衛隊一般外注整備共通仕様書

b) 法令等

特定秘密の保護に関する訓令（平成26年防衛省訓令第64号）

秘密保全に関する訓令（平成19年防衛省訓令第36号）

防衛省の情報保証に関する訓令（平成19年防衛省訓令第160号）

1.2.2 商用観測衛星

光学及び合成開口レーダをいう。

1.2.3 技術援助

演習場等の地形、植生及び人工物の撮影状況を確認するため、商用観測衛星（光学及び合成開口レーダ）を用いた各種地上目標の画像情報を収集するための撮影技術及び画像の解析（解析員の派遣を含む。）、その他技術的事項に関する指導のことをいう。

2 技術援助に関する要求

2.1 実施場所・期間・人員・撮影対象場所

実施場所・期間・人員・撮影対象場所は、調達要領指定書によって指定する。

2.2 技術援助の実施

契約の相手方は、部隊等の検査・監督官の指示を受け、技術支援を実施するものとする。

2.3 指定場所以外への派遣

契約の相手方は、指定場所以外に派遣の必要が生じた場合は、契約担当官等に申し出て指示を受けるものとする。

2.4 技術支援提供者の資格

技術支援対象者（以下，“派遣員”という。）の資格は，技術支援を実施するために必要な専門的技能を有するものとする。

2.5 作業記録等

契約の相手方は，作業記録表に所要事項を記入し，検査・監督官の承認を受けるとともに，検査官を経て契約担当官等に提出するものとする。

3 役務に関する要求

3.1 役務の内容

役務の内容は，調達要領指定書による。

4 品質保証

4.1 監督及び検査

監督及び検査は，契約担当官等が定める監督・検査実施要領による。

5 その他の指示

5.1 かし条項の適否

契約の相手方は，かし条項に該当する場合は，契約担当官に申し出るものとする。

5.2 提出書類等

提出書類等は，次による。

表 1－提出書類

番号	書類名	部数	提出先	提出時期	備考
1	作業記録表	1	官側との調整による。	各日の終了後	紙媒体
2	故障状況報告書			必要の都度	
3	ウイルスチェック実施報告書				
その他は調達要領指定書に指定する。					

5.3 秘密保全等

秘密保全は，次による。

- 請負者の特定秘密の保護に関する訓令（平成 26 年防衛省訓令第 64 号）及び秘密保全に関する訓令（平成 19 年防衛省訓令第 36 号）（以下，訓令等という。）に基づく立ち入り禁止区域に立ち入る場合は，関係規則等に基づく手続きを行い，立ち入りを禁止した区域及び業務に関係のない施設へは立ち入ってはならない。細部は陸上自衛隊西部方面総監部の指示に従うものとする。
- 契約の相手方は，本契約を履行する上で知り得た情報を他の者に漏らしてはならない。また，契約履行後も同様とする。

5.4 官側の支援

契約の相手方は、本契約の履行に当たり、当該実施場所の許可権者の許可を得て、官側の設備を使用するものとし、次の事項について支援を受けることができる。

- a) 施設の立入り及び施設の利用（当該駐屯地の出入手続きは、当該駐屯地の定めるところによる）
- b) 電力、用水などの使用
- c) 本契約に必要な機器の使用
- d) 必要な資料などの提示
- e) その他官側が必要と認めた事項

注）ただし、保守に当たり官側の所有する備品等に対し、破損等が生じた場合は、速やかに官側に対して申し出るものとし、損害の復旧に必要な経費を全て契約の相手方が負担すること。

5.5 仕様書に関する疑義

この仕様書に関する疑義は、契約担当官等と協議するものとする。

調達要領 指定書	発 簡 番 号	
	調 達 要 求 番 号	6 S 2 G 1 A L 0 0 7 6
	調達要求年月日	令和 8 年 5 月 2 6 日
	作 成 部 隊	西部方面総監部防衛部訓練課
	作 成 年 月 日	令和 8 年 5 月 2 0 日
	商用観測衛星による撮影等技術援助役務	
(番号は仕様書の連番に対応)	2.1 実施場所・期間・人員・撮影対象場所 2.1.1 実施場所等 a) 6月 日出生台演習場 b) 7月 与那国島 c) 9月 日出生台演習場 d) 10月 日出生台演習場、那覇訓練場、中部訓練場 e) 2月 日出生台演習場 2.1.2 期間 令和 8 年 6 月 2 0 日（土）から令和 9 年 3 月 3 1 日（水） 2.1.3 人員 細部撮影・解析員の派遣時期・場所は、官側との調整による。 2.1.4 撮影対象場所 a) 九州、沖縄地区の演習場、駐（分）屯地、基地及び民有地（以下，“演習場等”という。） b) 細部撮影地域は、官側との調整による。 3.1 役務の内容 2.1に係る技術支援及び5.2に係る提出・報告を行うほか以下による。 3.1.1 商用観測衛星（光学及び合成開口レーダ）の性能・諸元及び各種地上目標物の撮影 a) 商用観測衛星（光学及び合成開口レーダ）に具備すべき性能・諸元 - 以下の分解能と面積で撮影できるモードを有するSAR衛星であること。 アジマス分解能：1.1 m以上 グラウンドレンジ分解能：1.1 m以上 撮像面積：5 × 5 k m²以上 - 推奨条件のとき、以下の分解能と面積で撮影できる光学衛星であること。 分解能：0.5 m以上 撮像面積：10 × 10 k m²以上 - 撮影データを見やすく加工できる。 - 演習場等の主要部分の撮影が可能 (細部撮影箇所は官側との調整による。)	

- b) 商用観測衛星（光学及び合成開口レーダ）による各種地上目標物の撮影
 - 1) 撮影準備及び撮影：契約相手方による。
 - 2) 撮影周波数（合成開口レーダ）：Xバンド
 - 3) 撮影数
 - a) 契約期間で、光学13回、合成開口レーダ26回を基準とする。
 - b) 細部撮影枚数は、官側との調整による。

3.1.2 撮影した画像の解析

- a) 商用観測衛星（光学及び合成開口レーダ）による撮影画像の解析（人工物の抽出、類識別等）（解析員の派遣を含む。）
- b) 細部の解析内容は、官側との調整による。
- c) 派遣回数は2日間×5回を基準とする。
- d) 派遣場所は2.1.1によるものとする。

3.1.3 その他

- a) 契約の相手方は、官側の指示を受け、技術援助を行うものとする。
この際、技術援助に必要な器材、撮影器材等については契約相手側が用意するものとする。
その他の器材については別途官側との調整による。
- b) 天候、気象、電波干渉及びその他の理由により画像データの提供が期間中困難となった場合、官側と調整の上、早期代替案を提出して調整することとする。

5.2 提出書類等

5.2.1 撮影データ等の提出

- a) 商用観測衛星（光学及び合成開口レーダ）による撮影データ（ArcGISで使える衛星画像データ及びGEOPDF形式で重畳した解析データを含む。）
- b) 提出時期
 - 1) 撮影の都度（撮影後12時間以内）
 - 2) 細部の提出物、提出時期、提出要領、部数及び提出先等については、官側との調整によるが、解析結果を含め12時間以内にDVD×1によるデータ提出を基準とする。

5.2.2 検証結果（評価）等の報告

- a) 商用観測衛星（光学及び合成開口レーダ）に関する検証結果（評価）を紙媒体により1部提出
- b) 報告時期
 - 1) 撮影後速やかに、または別示する時期
 - 2) 報告会を、令和9年3月31日（水）までの別示する時期に1回実施する。
- c) 報告場所は健軍駐屯地を基準とする。
- d) 報告内容、時期、場所、要領等については、官側との調整による。

5.3 秘密保全等

- a) 本役務は、特定秘密の保護に関する訓令（平成26年防衛省訓令第64号）及び秘密保全に関する訓令（平成19年防衛省訓令第36号）（以下、訓令等という。）に該当するため、業務の実施に際して、直接・間接を問わず知り得た秘密に関する事項については訓令等に基づき秘密の保全を行うものとする。

